

【第1章】福島らしい良好な景観まちづくりを目指して

1. 福島らしい景観の形成に向けて



(1) “福島らしさ”の現れた景観

.....

本市は、西に奥羽山脈、東に阿武隈高地に囲まれた福島盆地を形成しています。

福島盆地は、本県の北端に位置する盆地であり、北東から南西にひょうたん型の平地を形成しており信達平野と呼ばれています。

奥羽山脈の一部を形成する吾妻連峰の一つ吾妻小富士は、春先になると山肌に残る雪がうさぎの様な形に見えることから、『雪うさぎ（種まきうさぎ）』と呼ばれ、市民に春の訪れを知らせる風物詩となっています。

栃木県境に源を発する阿武隈川が市街地の東方を南から北へ流れ、また、吾妻連峰に源を発する荒川、松川、摺上川などの河川が西から東に流れ阿武隈川に合流しています。

また、信夫山は、標高275mの残丘として、中心市街地の北部に位置し、平地の中にもぽつんと存在することから全国的にも珍しいと言われています。

山頂などからは福島市街を一望でき、春には大勢の花見客で賑わう本市のシンボリックな存在として、市民に親しまれています。

本市には、歴史を有する飯坂温泉、高濃度の硫黄泉で知られる高湯温泉、土湯こけしで有名な土湯温泉などの個性豊かな温泉郷が豊富にあり、多くの観光客が訪れています。

全国的にも有数の果樹生産地となっている本市は、“くだもの王国ふくしま”と言われています。夏は全国有数の暑さで冬は寒さが厳しい寒暖差の激しい内陸性の盆地型気候であるため、さらには新鮮な空気、豊かな阿武隈川の水などによって、もも、なし、りんご、ぶどう、さくらんぼなどの美味しい果物が市内各所で豊かに実ります。特に、吾妻連峰の麓を走る約14kmに渡る県道（通称フルーツライン）沿いには果物畑が広がり、直売所や果物狩りが可能な観光果樹園が数多く並んでおり観光名所となっています。さらに、それらの花は、四季を通じて美しい花々が咲き誇り彩りを演出しています。

日本を代表する写真家の故秋山庄太郎氏は、市内の花の名所『花見山』を何度も訪れ、“福島には桃源郷がある”と絶賛されました。シーズン中は20万人を超える観光客が訪れる全国的にも有名な桜の名所となっています。

これらの豊かな自然、美しい里山の原風景、見どころ満載の花の風景、歴史的景観の背景となる名所・旧跡、彩りをもたらす地域のお祭りなど、それぞれの魅力を意識し、楽しみ、育み、美化しようと思う心をもつことが、本市の素晴らしい景観を守り続けるためには大切ではないでしょうか。

市民が主役となり、地域の魅力を生かした景観まちづくりを進めることにより、“福島らしさ”の現れた「景観（たからもの）」を守り、後世に継承することが重要であると捉えています。

(2) 景観まちづくり計画策定の背景と目的

① 計画策定の背景

豊かな自然に恵まれた本市は、ゆとりや潤いをもたらす良好な景観の形成を図るため、平成13年に地方自治法に基づき、市民・事業者・市の責務や景観形成のための枠組みなどを示した「福島市景観条例（以下「旧条例」という。）」を制定しました。

同時に、「福島市景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）」と「福島市大規模行為景観形成基準」の策定を行い、市全域を対象範囲に位置づけ、一定規模を超える建築などの行為について届出制度を運用し、緩やかな景観誘導を図ってきました。

また、一般市民を対象とした「景観セミナー」をはじめ、福島駅前通りリニューアル整備を見据えた「景観懇談会」などを開催し、景観意識の醸成を図ってきました。

さらには、5つの地区において、地域住民が主体となり関係権利者の約8割から同意を得た上で「景観住民協定」が締結され、市はそれらを認定しました。現在、その中の1つの地区は協定期間が終了しており、有効な地区は4地区となっています。

このような背景のもと、景観に対する国民の関心が高まったことを受け、平成16年には、地方自治体独自の景観に関する計画や条例、それに基づく景観協定などに実効性、法的強制力をもたせようとするため、景観に関する総合的な法律となる「景観法（以下「法」という。）」が制定されました。

これを契機として、本市は、平成23年に法に基づく景観計画を策定できる「景観行政団体」に移行し、市民協働による良好な景観の保全、創出に向けた方針、良好な景観に影響を及ぼすおそれのある建築、開発行為などを制限するための景観に配慮すべき事項、景観まちづくり活動を支援するための内容などを示した「福島市景観まちづくり計画（以下「本計画」という。）」を法に基づき策定することとしました。

あわせて、旧条例については、法から委任される事項と法で定めのない自主的な事項を合わせもつ条例に改正し、新たな「福島市景観条例（以下「景観条例」という。）」としています。

同時に、基本計画については、社会情勢の変化に伴う修正と併せ景観施策の進め方などは本計画を踏まえた内容に改訂しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から数年が経過しましたが、本市は、未だに東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能災害という計り知れない困難に直面しています。

一日も早い元気な福島市を取り戻すため、除染をはじめ風評被害の払拭などに関して、懸命の努力を続けてきました。

景観を意識したまちづくりは、街の個性を育み地域の活性化に繋がることから、今後も復興の気運を高めるため、景観行政を担う本市としては、地域のまちづくりへの支援や情報発信などによる市民の景観意識の醸成を積極的に図ります。

② 計画策定の目的

本計画は、景観まちづくりに関する方針や行為の制限に関する事項を明らかにし、市民・事業者との協働による景観まちづくりの実現を図ることを目的としています。

法に基づく制度体系に移行し、法の諸制度を活用することを可能とする本計画策定の主なねらいは、次のとおりです。

◆ “福島らしさ”の演出

<目的1>

法には、地域の魅力を形づくっている景観資源を保全、再生する仕組みが設けられていることから積極的な活用を図ります。

本市の景観は、盆地特有の地形や土地利用のほか、古代から受け継がれた歴史、城下町から発展した市街地、市民の営みなどが重層的に形成されています。

それらの中に点在する景観資源は、地域のシンボルとなって市民に親しまれていることから、法に基づく景観重要建造物・樹木の指定などを活用し、本市特有の景観を守り、育むことにより地域の個性や魅力を創出します。

※掲載写真はイメージです。



花見山から見た信夫山と市街地
(景観100選 No.5-1)



湧き出る泉と古民家
(景観100選 No.75)

◆ 実効性のある届出制度

<目的2>

行為の制限に関する事項に色彩推奨値を設定し、届出制度における厳格化を図ります。また、景観に配慮すべき事項は、誰もが理解しやすい実効性のある内容とします。

法自体が直接的に景観を規制するものではないため、本計画を策定することにより、法律という後ろ盾ができたことから、より強制力のある届出制度の運用を図ります。

近年、大規模な建築物などが鮮やかな色彩を採用する傾向にあることから、一定程度抑制できる推奨値を設定し、周辺との調和を基本として景観の質を高め豊かな生活環境の形成を目指します。

※掲載写真はイメージです。



烏ヶ崎から見た市街地
(景観100選 No.79)



アンナガーデン内の街並み
(景観100選 No.65)

◆ 景観重点地区の指定

<目的3>

景観重点地区の導入は、街の魅力の骨格形成の観点からも重要であることから、候補地の抽出をはじめ、地域住民との懇談を重ね景観意識の醸成を図りながら、景観重点地区への指定を目指します。

良好な景観の形成を図る必要があると考えられる地区、あるいは地域住民が積極的に景観まちづくりに取り組もうとしている地区を景観重点地区に指定することで、先導的な景観誘導を図ることができます。

本市を代表する観光資源であり、シーズン中は20万人を超える観光客が訪れるようになった「花見山」の魅力は、里山としての美しい景観にあることから、周辺も含めた独自のルールを設け無秩序な開発行為などを未然に防止することで、美しい原風景を後世に継承することが可能となります。

また、福島駅前通りは、“ふくしまの顔”とも言えるシンボルロードであり、中心市街地を回遊するための東西を結ぶ軸線として、レンガ通りと調和したレトロモダンなテーマに修景整備が進められ、建物所有者などの合意のもとで「景観住民協定」が締結され、市はそれを認定しています。

魅力的で美しい街なみなどを創出することは、観光や経済・産業活動、文化活動などに活力を与え、地域の活性化を促します。

※掲載写真はイメージです。



花見山の色とりどりの花木
(景観100選 No.8)



福島駅前通り



コラッセふくしまから見た信夫山と市街地
(景観100選 No.5-3)



阿武隈川隈畔の桜と石垣
(景観100選 No.30)



民家園の古民家と豊かな自然
(景観100選 No.61)



旧奥州街道の歴史と周辺の街並み
(景観100選 No.85)

(3) 景観まちづくり計画の位置づけ

本計画は、上位計画となる福島市総合計画、国土利用計画、都市マスタープランに即し、また、緑の基本計画や農業・農村振興計画などの関連計画との整合を図り、法第8条に基づき策定するものです。

策定に当たっては、本計画との整合を図るため旧条例の改正を行うとともに、基本計画については本計画の上位計画に位置づけられることから改訂するものです。

【上位計画】

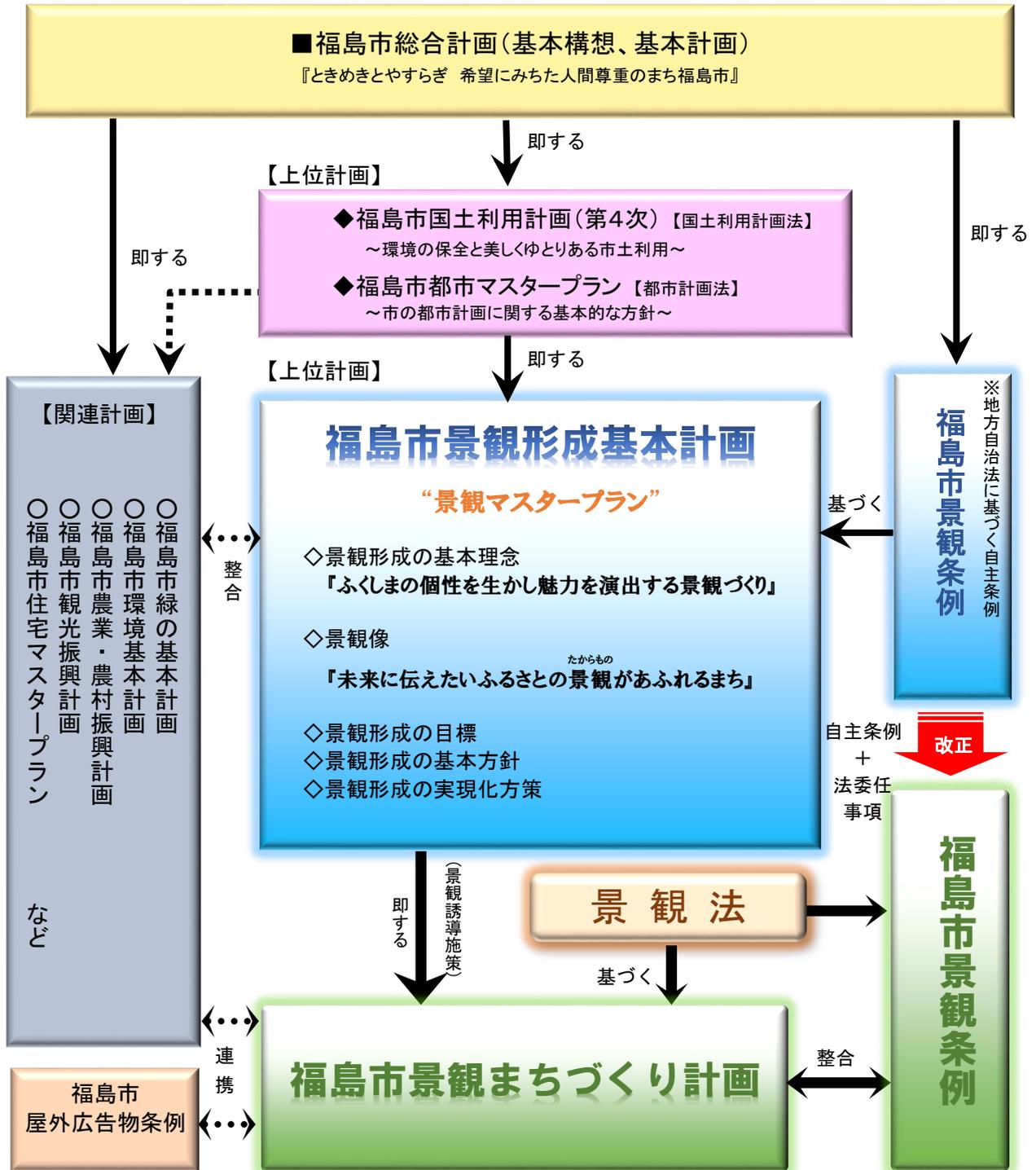


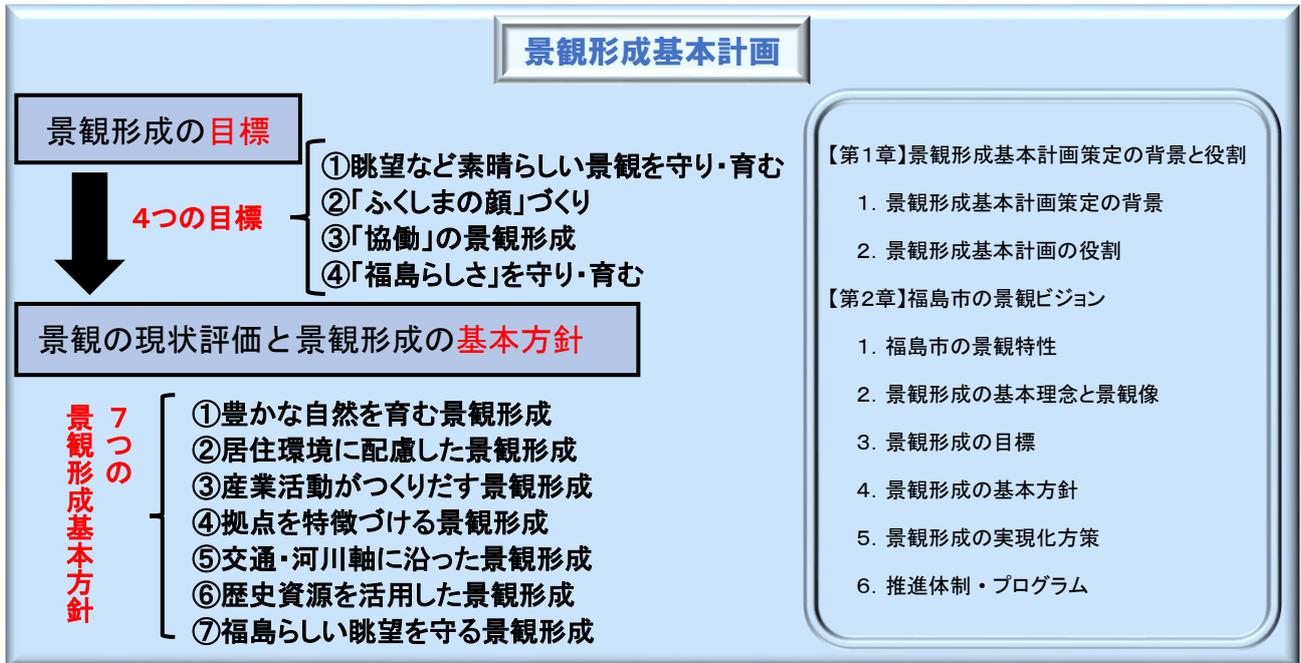
図. 福島市景観まちづくり計画の位置づけ

(4) 景観形成基本計画と景観まちづくり計画の関係

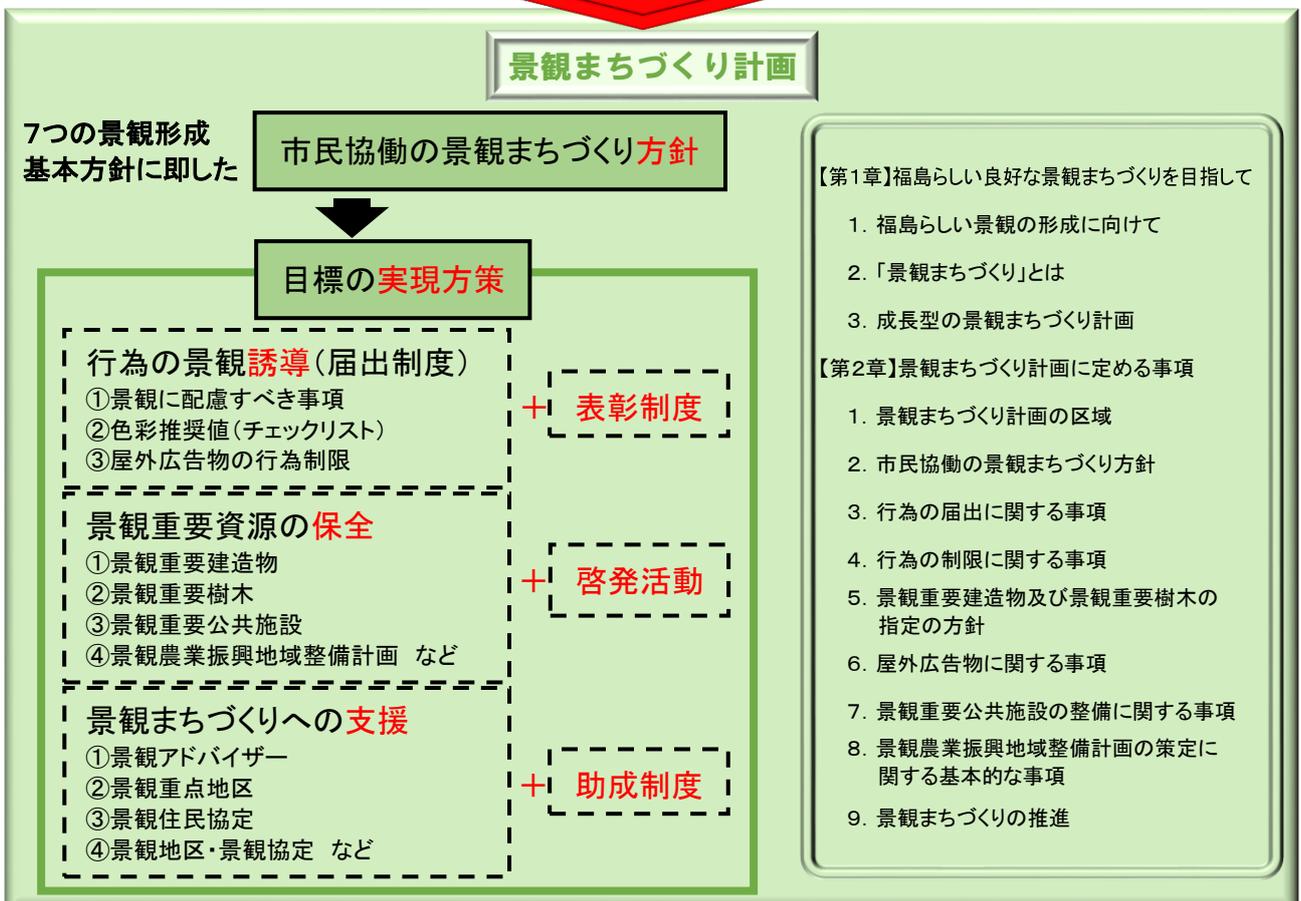
基本計画は、景観形成上の課題を踏まえ景観形成の目標や基本方針、実現化方策などについて定めており、本計画の上位計画として位置づけられることから、

“景観マスタープラン”と言い換えることができます。

また、本計画は、基本計画に定めた景観形成の基本方針に沿った市民協働による景観まちづくりを実現するための施策について定めた実施計画と位置づけることができます。



実現に向けて



2. 「景観まちづくり」とは



「景観」は、私たちを取り巻く様々な環境が目に見える形として現れるものであり、商業地や住宅地、農地などの広がり（土地利用）が基本となり、山並みや街なみ、河川、道路、公園、建物などの構成要素により、さらには農業や祭りなど地域の人々の営みによって重層的に形成されるものです。

「景観」は、山頂や山腹から下方を見渡す、麓や市街地などから上方を見上げる、目線と同じ高さで見渡すなどのほか、季節や時間などの様々な視点から異なって見ることができます。

「景観」は、先人が長い年月を掛けて培ってきた歴史、伝統、文化、経済活動などの社会環境や気候、風土などの自然環境などによって形成されるものです。

以上のことから、「景観」とは、これらの要素を眺める対象としての“景”、それを見る人々の感じ方としての“観”を組み合わせた言葉であり、眺めの対象と眺める主体との相互関係によって成り立ちます。

したがって、良好な景観を形成するためには、豊かな自然や美しい里山の保全をはじめ、街なみや建物のデザインを整えるだけでなく、そこに暮らす住民や訪れる人々が、地域の魅力を意識し、楽しみ、育み、綺麗にしようと思う心をもつことが大切となります。

『景観まちづくり』は、景観形成の観点から、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識した上で価値や魅力を再発見することで、地域や生活をどのように形づくっていくかについて市民・事業者・行政と一緒に考え、共に活動していくまちづくりです。

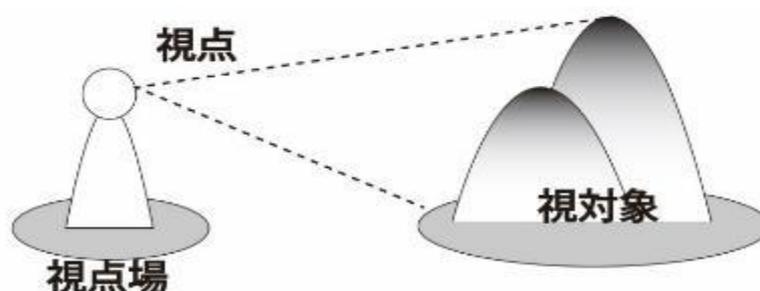
『景観まちづくり』は、自分達の街の景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として後世に継承できるように景観を保全、再生するための取り組みです。

『景観まちづくり』は、そこに暮らす住民が景観を意識し、事業者や行政と積極的に関わることが必要です。その結果、地域の特性について更に理解が深まり、私達の共有財産としての“まち”に対する愛着や誇りを育むことに繋がります。また、清掃や緑化など、景観を整えるための日常の何気ない地道な美化活動もそれに含まれます。

以上のことから、本市における『景観まちづくり』とは、“良好な景観の形成を促進するとともに、市民、事業者及び市の協働による景観を生かしたまちづくり”と定義し、「景観形成」といった一般的な用語との使い分けをしています。

『景』： 視点場 + 視対象

『観』： 見る・眺める人の感じ方





3. 成長型の景観まちづくり計画



“福島らしさ”の現れた景観を守り、育むため、本計画は“つくって終わり”の計画ではなく、景観まちづくりの進捗状況に応じて、適宜見直しを行い充実させる必要があります。

そのため、下図に示すようなPDCAサイクルを活用し、景観誘導の仕組みの改善や景観形成に係るガイドラインなどの検討などを行っていきます。

また、他の地域の手本となるような質の高い景観形成に関する取り組みを行っている地区を景観重点地区に指定するなど、地域特性や取り組み状況を踏まえた重点的な景観まちづくりを推進します。

市は、地区における景観形成に関するルールづくりの支援、あるいは住民発案による景観計画づくりの支援など、市民・事業者の活動に対する支援の枠組みを充実させ、協働による景観まちづくりの実現を目指します。

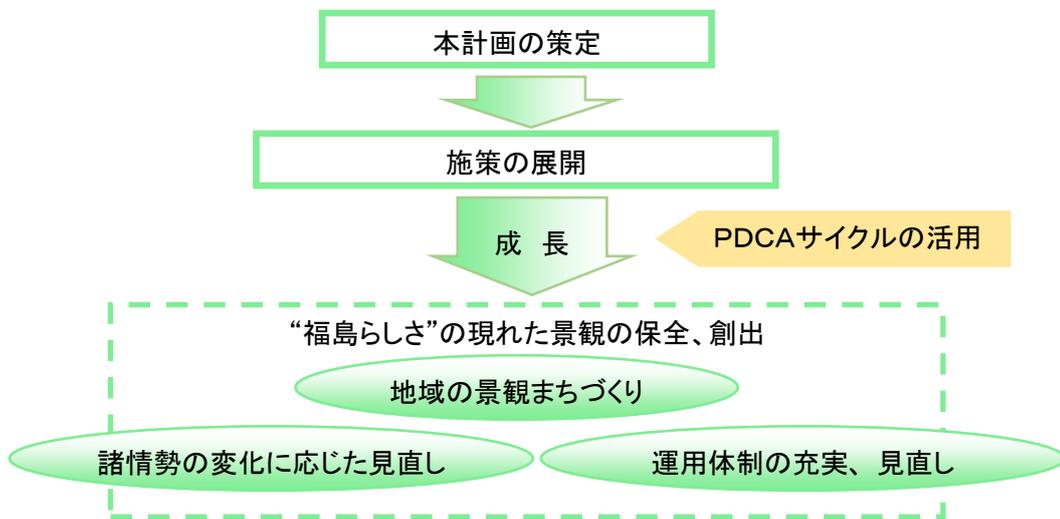


図. 本計画の成長イメージ

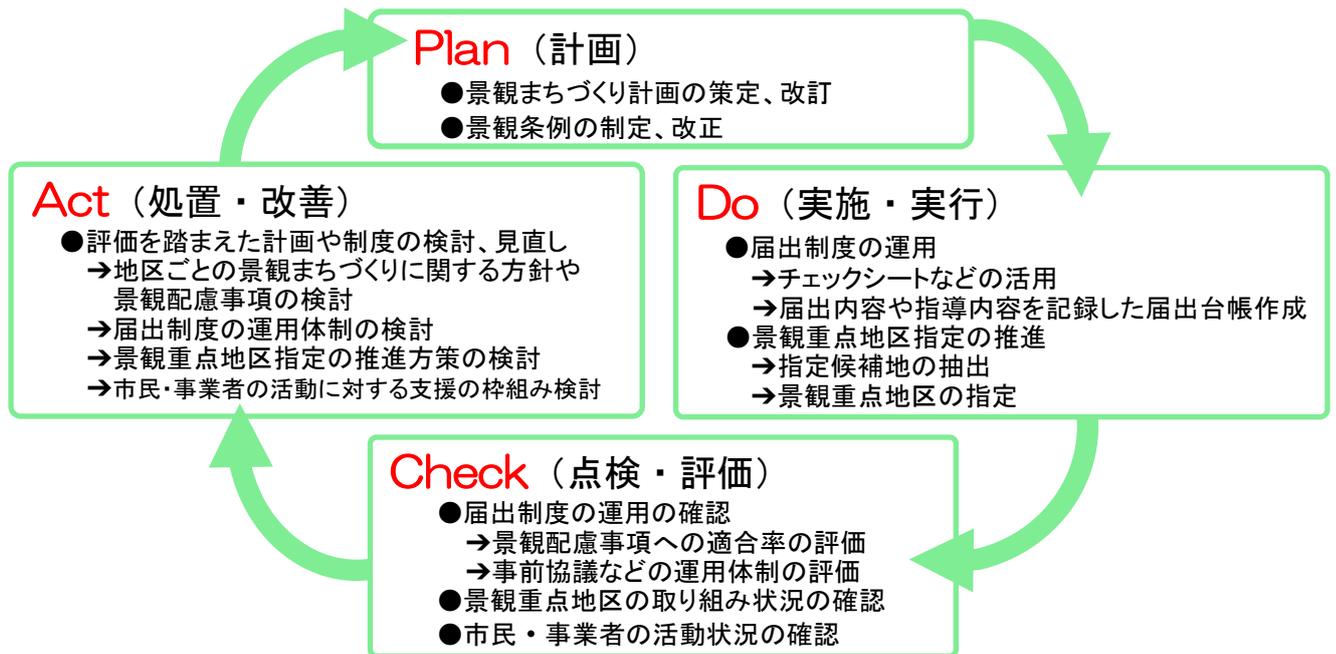


図. 本計画の見直しイメージ